

国民健康保険 国民健康保険税の納め忘れはありませんか

特別な事情もないのに国民健康保険税を滞納していると、未納期間に応じて厳しい処置を受けることがあります。保険税は必ず納期限内に納めましょう。

保険税を一度に納めることが難しい場合は、分割納付などできますので、滞納のままにせず納付方法についてご相談ください。

なお、「貧困により公私の扶助を受けている」「所得が皆無となったため生活が著しく困難となった」などの事情があった場合は、保険税が減免される制度もあります。

特別な事情もないのに滞納が続くと、未納期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限が過ぎると督促が行われます
滞納金などを徴収される場合がありますので、速やかに納めましょう。

さらに未納が続くと、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されることがあります

納期限から1年間を過ぎると保険証を返してもらい、「資格証明書」が交付されます
(老人保健による医療や公費負担医療の対象者は除外されます)

納期限から1年6カ月を過ぎると国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

それでもなお納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

※「特別な事情」とは

災害を受けた、盗難にあった、事業を廃止した、著しい損失を受けたなど、それに類する事由をいいます。
そのような場合は滞納を放置せず、早めにご相談ください。

※「資格証明書」とは

国民健康保険の被保険者証であることを示す証明書としての役割だけで、保険証のように医療機関で保険給付を受けられる受診券とはなりません。
そのため、お医者さんにかかった医療費はいったん全額自己負担となり、申請によりあとから保険給付分が支払われます。



役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎84-1111(内線2144)

年金

国民年金の保険料は、全額社会保険料控除が受けられます！

国民年金保険料は、所得税法上、社会保険料控除の対象となっています。
平成16年中に支払った保険料は全額所得税から控除されますので、保険料控除申告書を提出される際には忘れずに申告してください。

控除の対象となる
国民年金保険料

- ・平成16年中の納付済み保険料(前納含む)
- ・未納期間や、免除された期間の分を追納した保険料(学生納付特例期間を含む)
※家族などの分の保険料を納付された場合も対象となります

年金をもらっている皆さんへ…… 法改正により、平成17年1月から公的年金等にかかる控除額などが変わります！

	改正前	改正後
老年者控除(※)	40,000円	廃止
配偶者控除及び配偶者特別控除相当の一般の老人控除対象配偶者の控除額(1カ月あたりの控除額)	65,000円	32,500円
配偶者控除及び配偶者特別控除相当の老人控除対象配偶者の控除額(1カ月あたりの控除額)	72,500円	40,000円
65歳以上の公的年金等の基礎控除額 (1カ月あたりの控除額)	1ヶ月の年金支払額×25%+100,000円 (最低保障額150,000円)	1ヶ月の年金支払額×25%+65,000円 (最低保障額135,000円)
65歳以上の源泉徴収を要しない公的年金等の額	178万円	158万円



役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎84-1111(内線2146)

町長公室 ふれあい談話室(町長談話室)を開きます

町では町民の声を直接町政に反映させるため、月に一度、役場の各庁舎で「ふれあい談話室」を開きます。この「ふれあい談話室」は、町長が各庁舎に出向き、来庁された町民のみなさんから町政へのご意見やご要望などを直接お伺いするものです。

個人でも団体でも、どんなささいなご意見やご要望でも構いませんので、お気軽にお立ち寄りいただき、町長へ直接お話しください。

<1月の開催日>

期 日	時 間	場 所
1月11日(火)	午後5時～午後6時30分	千畑庁舎1階 応接室(元町長室)
1月18日(火)		仙南庁舎2階 応接室(元村長室)
1月25日(火)		六郷庁舎2階 町長室

 役場(六郷庁舎)町長公室 秘書広報班 ☎84-1111(内線1225)

企画課 「街なみ景観推進事業補助金」交付申請のしめきりが間近です

街なみ環境整備事業による建築物等の外観整備の経費を対象とした補助金の平成16年度分の受付は、平成17年1月17日(月)で終了します。

景観推進地区内で地区協定を締結している地域の建築物等の新築や建て替え、外観整備を今年度中(平成17年3月末まで完了)に計画されている方は、お早めに町役場企画課へご相談ください。

なお、この事業は平成17年度以降も継続されますので、今後計画のある方はお気軽にご相談ください。

 役場(六郷庁舎)企画課 企画班 ☎84-1111(内線1263)

税務課 家屋を取り壊したときは必ず届出を!

次のようなことがあったときは、必ず『家屋異動届出書』を提出してください。


- ①住宅やその他の建物の全部、または一部を取り壊したとき。
- ②登記されていない建物の所有者が売買、相続等により変更されたとき。

※『家屋異動届出書』は、税務課の窓口にて備え付けてありますので、異動の事実が発生したときにそのつと提出してください。(新築や増改築にともなって、家屋調査が実施済みの方は不要です。)

※家屋に対する課税は毎年1月1日が基準日となっています。したがって、その時点の所有者に対して家屋の評価額により課税されます。

※小規模でも、増築や改築をした場合は届出をしてください。

※税務課では、土地や家屋の調査のために関係者の敷地内に立ち入ることがありますので、ご協力くださるようお願いいたします。

 役場(千畑庁舎)税務課 資産税班 ☎84-1111(内線2105)

建設課 冬期認定期間の取扱いについて

下水道料金を除く水道料金と農業集落排水施設使用料は、12月から翌年3月までの4カ月間は「冬期認定期間」となり、基本料金及びメーター貸付料のみとなります。

このため、口座振替で納入いただいている方々につきましては、定額料金のため振替済み通知を発行しません。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。(お手数でも、それぞれ通帳をご確認ください。)

なお、超過した水量の料金については4月分で精算していただくこととなります。

また、この時期は、漏水等により思わぬ金額となる場合もありますので、施設の管理には十分お気をつけください。

浄化槽設置予定者の登録について

住宅等の新築・増改築に伴い浄化槽の設置を予定されている方で、町で実施している補助制度のご利用を検討されている方は、事前に予定者登録をお願いします。

なお、登録用紙は、役場千畑庁舎、六郷庁舎の各総合サービス課、役場仙南庁舎の建設課上下水道班に準備してあります。お早めにご登録ください。

 役場(仙南庁舎)建設課 上下水道班 ☎84-1111(内線3226、3227)